

志布志市観光特産品協会 志布志駅構内コインロッカー使用約款

コインロッカーをご利用になる時は、下記事項をご承知いただいた上でご利用ください。

1 ロッカーに入れることができないもの

(1) 貴重品

現金・キャッシュカード・プリペイドカード・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品およびロッカーの使用者（以下「使用者」といいます）にとって貴重な物品、書類、資料等 30,000 円以上の高額物品。

(2) 振発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険物。

(3) 死体・遺骨・死骸。

(4) 盗品等の不法物品、銃砲刀剣類など法令等により所持、携帯が禁止されているものおよび、犯罪に使用されるおそれのあるもの。

(5) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの、またはロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの。

(6) 動物、重量過失（30 キログラム以上）、その他保管に適さないと認められるもの。

上記の物品が入れられた事実が分かったとき、または、その疑いがあるときは、志布志市観光特産品協会（以下「協会」という）において開扉し、収容品の開披・別途保管・廃棄その他適当な措置をとらせていただきます。

2 ロッカーおよび収容品の点検

協会が必要と認めたときはロッカーを解錠の上、物品の出し入れに立ち会うことがあります。また、第2項に規定する物品が入れられた疑いがあるときは弊社においてロッカーを開扉し、当該収容品を開被点検することができます。また、状況に応じて別途保管・廃棄その他適当な措置をとらせていただきます。

3 使用料金

ロッカーの使用料金は、1回につき 200 円とします。

4 使用期間とお引取り

使用開始の日を含めて連続 3 日以内とします。使用者が 4 日以上経過してもなおロッカーを返還しないときは収容品を協会所定の場所に移し、使用開始の日を含めて 2 ヶ月間保管します。ただし、保管中の料金として、使用したロッカーの 1 日分の料金に保管日数を乗じた金額を保管料としていただきます。

使用開始から 2 ヶ月以上経過してもお引取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したとみなし、協会は、収容品を処分しその代金は保管料としていただきます。

6 ロッカー鍵の紛失

ロッカー鍵は、ロッカー施錠後、使用者が責任を持って大切に保管してください。

使用者がロッカー鍵等を紛失した場合は、直ちに協会の指定する下記の連絡先に届け出してください。収容品は身分を証明するものご提示と、所定の書類を提出していただいた上でお引取りいただきます。なお、ロッカー鍵等紛失の場合は施錠装置の交換代金 3,190 円を申し受けます。

7 使用者の賠償責任

ロッカーを破損した場合、または他のロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、使用者が協会または第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

8 免責事項と弊社の賠償責任

(1) 次の各号の場合、ロッカーの収容品に損害を与えた場合、協会はその賠償の責任を負いません。

① 第2項の入れることができないものが収容されていた場合。

② ロッカー鍵等の紛失または盗用により使用者が損害を受けた場合。

③ 使用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用による場合。

④ 司法権の発動により、関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合。

⑤ 天災地変等の不可抗力による場合。

⑥ その他、弊社の責に帰さない場合。

(2) 収容品の減失または毀損等の損害について、協会に責任があることが確認された場合、協会がお支払する損害賠償金は金 30,000 円を限度とします。ただし、協会の故意または重大過失により収容品に損害が発生した場合は、前記の損害賠償金の上限額は適用されないものとします。

■お問合せ先（9時～17時）

一般社団法人 志布志市観光特産品協会

住所 志布志市志布志町志布志 2-28-11 (J R 志布志駅構内)

電話 099-472-8028 FAX 099-473-2345